

# 大西あつみ 議会活動報告

【発行元】 奈良市議会議員 大西淳文  
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1  
奈良市議会 日本維新の会奈良市議団控室  
TEL.0742-34-4790  
✉ @Onishi\_Atsufumi  
<https://atsufumi.net>



本市の基金の総額は、令和5年3月末で約144億円となっており、令和4年度の基金全体の利子収入見込額は約439万円で、利率は0.0307%となります。それに比べて、例えばお隣の大和郡山市では、令和4年10月から安全で元本割れの無い国債、地方債、JFM※債で運用を始められておられますが、その運用額は10億円で、利息収入は年間約702万円、利率は0.702%になります。

本市においても144億円全ては運用できないとしても80億円を運用すれば、大和郡山市の利子収入に当たる年間約5,600万円の収入が見込めるのです。もっと有利な利率で運用されている都市も多数あります。本市においても取り組むべきことができていなかったので、他都市の運用を参考とし、しっかりと取り組んでいくよう提言しました。※JFM：地方公共団体金融機構

**大西** 1円でも多くの財源を確保するためには、本市も今後は基金の管理運用にルールを定め、他都市と同様に安全で利息の有利な国債等証券でも運用していくべきです。

## 基金の運用について

6月定例会



本市の令和3年の合計特殊出生率は1.19で、全国平均の1.30(奈良県平均も同じ)に比べて顕著に低いです。近隣類似都市(令和2年の数値)では、和歌山市1.47、大津市1.38です。

令和4年9月定例会において、少子化こそ日本最大の課題で最優先で取り組んでいくべきであると意見して、子育て支援だけではなく、結婚についても取り組む必要があるのではないかと質問をさせていただきました。その時の答弁(要約)は、「優先順位としては、現在のところあまり高くないと認識している。是非とも実施すべきだという判断になれば準備をして取り組んでいく。まずはどんな形の支援ができるのかを研究させていただきたい」などでした。現状を全く理解できていないのか、令和5年度事業においても取組みがなされなかつたので、資料(右下図)を作成・提示して必要性を説かせていただきました。

女性の数はあまり異ならないのに、本市では結婚されている女性の数が、約2,000人以上少ないことが分かります。この結果が出生数の少なさの一因であると考えますので、結婚を希望されている方に適当な相手と巡り会える機会を設けるなどの結婚支援事業を実施していく必要があるのです。

制定されたことでも基本法には、「就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援」が施策として定義されており、地方公共団体は、「その区域内におけることの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められています。本市は出生率が他市に比べてなぜ少ないので、様々な要因を考え、早急に施策を実施していく責務があることを認識していただきたいです。



**大西** 本市は近隣類似都市に比べ、結婚されている女性の人数が顕著に少ないのに、出生数を増やすために結婚支援についても取り組んでいくべきでは。

**市長** アンケート調査で適当な相手に巡り合わないからといふ理由が最も多いということで、結婚を希望されている方が結果としてそこに至っていない方がおられるかと存じます。他市では、マッチングSNSを企業と組んで共同型で事業をされているという事例もあると聞いております。様々な可能性の中から実現性の高いものを選び取つて速やかに実行していくべきであると認識しております。

## 少子化対策について



市長の答弁は非常に長いので、右にはその一部を掲載させていただきましたが、適切に答えてもらっていないので要約いたしますと、他に適地があるのか分からず、七条町で建設するスケジュールで、現工場の改修を計画している。また、重ねてきた時間を戻すことは現実的でない。要するに時間の関係で七条町を候補地にしたいとのことだとと思料します。

公害調停で現工場のある左京地区等の公害調停申請人の方々と市が交わした調停(契約)条項には、第2条として「ごみ焼却施設の移転場所については、奈良市全域から300メートル以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がなく、住居専用地域(都市計画法)に近接しない場所の中から、(中略)適地を選定する。」となっていますので、七条町の候補地は第2条に違反していることになります。

その違反を黙殺しながら候補地とした理由は、ごみ処理の広域化・共同化(奈良市、生駒市、大和郡山市、斑鳩町、平群町)の地理的なものと、広域化により七条町に隣接する大和郡山市の工場がなくなることが考えられます。しかしながら他市町の離脱によって広域化の大義名分がなくなり、七条町周辺には奈良市と大和郡山市の二つの工場が並び立つことになるのです。これで公害調停申請人の方々は良いのか、第2条の約束は守らなくて良いのか、良いのであるならば、今まで除外してきた場所をもう一度洗い出し、次のような流れで候補地を選定すべきであると考えます。

①申請人に確認(把握できている全ての申請人)

・調停条項第2条 300メートル以内に学校等があつても、また住居専用地域に隣接する場所でも容認できるのか確認する。

②候補地を数か所ピックアップ

・敷地の安全性、制約・周辺環境・工事費と収集運搬効率などを定量的に評価する。

③建設計画策定委員会で用地の選定

・定量的に評価したものと委員会に諮り、用地を選定する。

④地域住民に説明

・適地(大義名分)であることを説明し、多くの理解を得るよう不断の努力を行う。

**大西** 調停条項には300メートル以内に学校等がない場所の中から適地を選定するとなつていて、七条町と同じように300メートル以内に学校等がある場所でも良いのであれば、他に適地がないのかと尋ねられたう「ない」と答えられるのが。

**市長** 七条については、既に4年がかりで環境アセスメントの一環階段が完了しているという状況でございます。これをもう一度また重ねていくとなれば当然開業も延びることになり、現在の工場の大規模改修の程度も大幅に変わることになります。このあたり様々な懸念がございますので、その中で現実的に検討をしていくべきであると考えております。

## クリーンセンターについて

設置について  
議会改革特別委員会の



奈良市議会には、6つの会派があります。日本維新の会奈良市議団(4人)もその一つの会派です。その会派を代表する幹事長の会に私たち日本維新の会は、議員定数や議員報酬の見直しを含めて議会改革を議論すべきとして議会改革推進特別委員会の設置をこの6月に改めて提案しましたが、自民党、公明党、共産党、立憲民主党、国民民主党が所属される5つの会派全てに「必要ない」と拒否されたのです。

奈良市の議員定数は39人で現在2人の欠員となっていますが、前任期の2人欠員と同様に支障なく議会運営はできております。また目安の「1万人に1人」と考えれば、34人でもできると思っております。5人削減すれば、年間約5,000万円の議員報酬、無駄な経費が削減でき、住民福祉の向上に充てられるのです。

奈良市の議員報酬は月額59万6千円ですが、隣の生駒市では月額50万円です。奈良市では議案に審議時間を設けていますが、生駒市では時間を設けず長時間を要して審議されているにもかかわらず奈良市より議員報酬は遙かに低いのです。こういったところを議論して無駄があれば省き、生み出された財源を住民福祉の向上に充てたいのです。

「次の選挙を考えて議員定数を削減したくない、自分たちが受け取る議員報酬は削減しない」では市民を優先するのではなく、自分を優先されているのです。このような議員を変えていかなければ奈良市は本当に良くならないと思います。繰り返しますが、議会改革をすべきとしたのは、日本維新の会奈良市議団(4人)だけです。

2025年7月の奈良市長、奈良市議会議員選挙は棄権することなく、必ず投票所に足をお運びください。



新斎苑（旅立ちの杜）の用地を鑑定額の3.3倍で購入したことを違法として住民訴訟で争われましたが、大阪高裁（最高裁不受理）は次のとおり判示し判決を出しています。

「契約締結行為は、契約当事者の行動として社会通念上許される範囲を逸脱するもので、不法行為法上違法となるというべきであり、（中略）相手方仲川に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又は濫用してしたものであることを少なくとも認識し得たといえ、（中略）相手方仲川及び相手方XXらには、共同不法行為者として、本件売買契約の締結によって奈良市に生じた損害を賠償する責任を負う。」（傍点は原文ママ）

そして、被告の奈良市に、仲川氏（以下、仲川市長）及び土地を売却した地権者らに対し、連帯して1億1643万0705円の損害賠償金及びこれに対する平成30年4月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう請求せよとの判決が出されています。

判決に基づき奈良市は、仲川市長らに請求したのですが、支払いがなかったので仲川市長らを被告として支払うよう訴えていました。しかし、その裁判途中に、訴えていた奈良市と訴えられていた仲川市長被告らとで和解をしたいとのことで、議会に判断（議決）を求められました。

和解内容は、仲川市長と地権者が各3,000万円を支払い、遅延損害金を含めた約8,600万円の請求を放棄するものです。和解理由は、違法な土地購入であったが、早期取得によって逃れた財務負担及び新斎苑供用により生じた収入増加といった利益（市や市民の経済的な利益や便益）を考慮してのことです。

議会の判断は、賛成19人、反対18人で和解は成立することになったのですが、私たち日本維新の会奈良市議団は反対しました。なお、当初の違法とされた土地購入にも反対しております。なぜなら行政はもとより法を遵守し、法の支配に基づかなければならぬからです。特定の人々に便益を図るような公正公平でない行政運営を行ってはならないからです。

和解が認められたのは仲川市長が可哀そうだから？ 不慮の出来事で大変な目にあわれている方も同じようにするのか、温情で判断してはダメだということです。早期完成で市民の方々が喜ぶ？ では全ての公共工事において同じようなことをしていくのかということです。新斎苑は特別だから？ 公共工事はどれも重要です。特別のものはありません。また、早期完成で市が利益を得ているかどうかについては、大阪高裁でも争われましたが高裁は否定しています。

仲川市長被告らは早期完成で市や市民が経済的な利益や便益を受けていることを繰り返し主張していますが、初当選して就任直後の仲川市長が、同用地を白紙撤回して、再決定するのに3年5ヶ月の空白期間が生じた経緯があるのです。仲川市長が白紙撤回しなければ、市や市民はもつと多くの経済的な利益や便益を受けられていたと言えるのに、何ら反論はなされておりません。

そもそも住民訴訟は、首長などが行った違法な財務会計行為など（議会も多数により肯定）を、少数市民が司法権の発動を促してこれを法的に正するものです。

その是正された結果をまた多数によって否定することになれば、住民訴訟の意義がなくなります。あってはならないことなのです。

## 損害賠償請求裁判の和解について

5月臨時会

## 下請負等市内業者への優先発注について

3月定期会



この課題について、私は再三再四提言していますが、市長は全く聞く耳持たずで、今日まで経過しております。私の公約にも奈良維新八策での公約にも掲げておられますので、何とか実現できればと考えております。そもそも元請業者には、入札の特記仕様書で下請業者の選定や建設資材の調達は市内業者から選定するようお願いしております。それがなぜできないのかその理由を聞くことに何か問題で行わないのか全く理解できません。入札の制度を変更するのではないので、市長が本当に理解しているのか疑問です。

実際の下請状況はどうかというと、奈良市本庁舎耐震改修工事（約33億6千万円）では4次下請までの115社中、市内業者は10社、ならやま小中学校建設その他工事（約21億2千万円）では5次下請までの591社中、市内業者はたったの15社です。

元請業者には理由なく拿下の協力業者に下請を出すではなく、市内業者から見積もりを徴するなど下請受注の機会を設けてほしいのです。このことについては、総務省と国土交通省が連名により令和4年12月5日付で都道府県知事等に発出している「公共工事の円滑な施工確保について」の中で、地域の建設業者の受注機会の確保に努めることとされております。多くの県市で理由書の提出に取り組んでおられますので、本市においてもお願いだけではなく実効性を担保できるようにしていきたいと考えています。

**大西** この課題について、私は令和2年3月定期会から、元請業者が市内県内の業者を下請業者に選定していただけるよう、また選定しないとした場合、その理由が分かる書面、理由書の提出を求めてはどうかと他都市の例も出して再三、提言をさせていただいてあります。それに対して下請状況をホームページで公表するなど取り組んでいただきましたが、成果が出ておりませんので、もう理由書の提出を求めていくべき時期では。

**市長** 入札の制度での変更ということになりますと、やはり本市でも例えば入札制度の監視委員会等、入札の制度自体の適正性を外部的にチェックいたくような機関もござりますので、そういうふたところで御議論いただいて、その上で判断をしていきたいというふうに考えております。

## その他の質問

### 市内バス路線の交通施策について

バスの小型化と高頻度化（増便）という逆転の発想で乗客が急伸している都市もあるので参考にできないか。

### 税制について

長寿化に資する大規模修繕工事を行つたマンションに対する固定資産税減額措置の準備ができているのか。

### 白線の引き直しについて

道路管理延長に対して、年間約1%しか引き直していない。本市も劣化状況を調査して大規模に実施すべきでは。

2月・5月建設企画委員会

近鉄奈良線の移設について  
多大な負担を負つてまで進める意義があるのか。

### 施設包括管理業務委託について

施設の安全性の向上と事務負担の軽減への効果的なだけではないので、本市においても検討していくべきでは。

3月・6月定期会



## ご意見などの募集

皆様のご意見を奈良市政に届けるべく募集させていただきます。  
どんな些細なことでも結構ですので右記までご連絡くださいますようお願いいたします。



090-9695-4273  
FAX. 0742-33-7346  
atsufumi@kcn.jp